

～ 大分県の最低到達水準について ～

格差是正を進めていくためには、賃金水準の底上げが不可欠であり、賃金引き上げ額・率以上に賃金水準の社会水準確保に重きを置いた要求の組み立てや交渉を行うことが必要である。そのために、連合リビングウェイジを基準とした「最低到達水準」を設定する。

この水準は、年齢・業種・雇用形態を問わず、すべての労働者が「現状の社会のしくみの中で経済的自立していくために必要な最低生計費の水準」であり、この水準をクリアすることをめざす。

【連合大分 2024 簡易改定リビングウェイジ】 ※（ ）内の金額は 2023 年度連合大分の LW

	単身世帯／自動車なし	単身世帯／自動車あり
時間額（所定内）※1	月額（最低生計費＋税・社保）	月額（最低生計費＋税・社保）
1,100 円 (1,050 円)	182,000 円 (173,000 円)	233,000 円 (222,000 円)

※1 「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）の所定内実労働時間数全国平均の直近3年平均(165時間)で除し、10円未満は四捨五入（所定内実労働時間数＝総実労働時間数－超過労働時間数）

【連合リビングウェイジとは】

・最低限必要な賃金水準

連合リビングウェイジは、労働者が健康で文化的な生活ができ、労働力を再生産し社会的体裁を保持するために最低限必要な賃金水準を連合が独自に算出しているものです。

春季生活闘争において「底支え」「格差是正」の最低到達水準を決定する際の参考として、地域別最低賃金審議会における金額審議の際の主張の根拠として、また企業内最低賃金を年齢別に定める際の参考資料などとして、広く活用されています。

以 上